○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱

　（設置）

第１条　函館市における，障がい者基本計画（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）を策定し，および推進するに当たり，市民の意見等を反映させることを目的として，函館市障がい者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

　（組織）

第２条　委員会は，委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は，市の障がい保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

３　委員のうち１人は，公募による者とする。

　（任期）

第３条　委員の任期は，３年以内とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

　（会長および副会長）

第４条　委員会に会長１人および副会長１人を置く。

２　会長は，委員の互選により定める。

３　副会長は，会長が指名する委員をもって充てる。

４　会長は，委員会の事務を総理し，委員会を代表する。

５　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

　（会議）

第５条　委員会の会議は，会長が招集する。

２　会長は，委員会の会議の議長となる。

３　委員会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　会長は，必要があると認めるときは，委員会の会議に委員以外の者の出席を

求め，意見等を聴くことができる。

５　会長は，必要があると認めるときは，委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

　（庶務）

第６条　委員会の庶務は，保健福祉部において処理する。



　（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項

　は，会長が委員会に諮って定める。

　　　附　則

１　この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿 　　　（平成28年１月27日現在）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［五十音順］

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 所属団体等 |
| 植 松　良 実貝　森　とも子河　村　吉　造川　村　和加子熊　谷　儀　一小　島　洋　一◎佐 藤　秀 臣島　　信 一 朗相　馬　ミヱ子○谷 川 忍萩　沢　正　博廣　畑　圭　介本　間　豊　子松　田　由美子松 森　美世子 | 　函館公共職業安定所　統括職業指導官函館市民生児童委員連合会　障がい者福祉部会長函館地域障害者自立支援協議会　委員　函館精神障害者家族会愛泉会　会長　函館市社会福祉協議会　理事 　函館市ボランティア連絡協議会　理事　函館市身体障害者福祉団体連合会　会長函館市身体障害者福祉団体連合会　副会長函館手をつなぐ親の会　会長 　函館特別支援教育研究会　副会長函館市医師会　副会長北海道教育大学教育学部函館校　講師一般公募北海道難病連函館支部　事務局長障害児・者を守る函館地区連絡協議会　会長 |

 ◎は会長，○は副会長を示す。